

事 務 連 絡
平成23年9月1日

社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

標記について、別添のとおり、福島県医療主管課宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該事務連絡の内容について御了知いただきますとともに、福島県内の会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
平成23年9月1日

福島県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力から、福島原子力発電所の事故による原子力損害に対する本補償について、今後必要となる手続きやスケジュール等が公表されました（別添参照）。これによると、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

東京電力からの補償の実施が具体化してきたことを踏まえ、貴管内の医療機関（特に、警戒区域、緊急時避難準備区域及び警戒区域等（以下「避難区域等」という。）に所在する医療機関）に対し、下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 東京電力からの仮払い補償について

7月29日より、医療法人等に対する東京電力からの仮払い補償が実施されており、3月12日から5月末までの収支差額相当額の2分の1（上限は250万円）の仮払いを受けることができます。

（参考URL）申請手続き及び申請書等

<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihosyou/index-j.html>

避難区域等に所在する医療機関で仮払い補償を未申請のものに対して、早急に申請を行っていただくよう、あらためて周知徹底をお願いいたします。（今後の本補償の手続きの際、仮払いを申請済みの事業者については、より円滑に手続きが進むことが考えられます。）

2. 早急な本補償の実施に向けた準備について

本補償については、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

また、補償金の支払いについては、確定した損害から順次支払いが行われることとなっており、第一段としては、3月12日から8月末までの確定した損害についての支払いが行われることとなっております。(9月以降に発生した損害や8月末までの損害であっても申請後に原子力発電所事故による損害として確定したものについては、後日追加で申請することになります。)

なお、医療機関については、申請された損害項目のうち原子力発電所事故によるものとして東京電力と医療関係団体との間で合意されたものから、順次支払われることとなっております。

(参考URL) 東京電力プレスリリース (本補償について)

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11083005-j.html>

また、医療機関については、当省と東京電力との調整の結果、全事業者に対する申請書用紙の一齐発送に先駆けて、事前に申請書の様式が示されることとなっております。(現在、東京電力と医療関係団体との間で、医療機関向けの申請書の様式について、調整がなされているところです。)

つきましては、事前に申請書の様式が示された段階で、各医療機関において、申請書の記載準備及び必要書類の用意をしていただき、申請の受付が開始された際に早急に申請書の提出ができるよう事前準備を進めておいていただくよう、周知徹底をお願いいたします。(支払いの審査手続きは請求順に行われますので、早急に支払いを受けられるためには、できる限り早く申請書を提出する必要があります。)

3. 留意点

原子力発電所の事故からすでに半年近くが経過し、周辺の医療機関の経営は極めて苦しい状況に置かれています。医療機関が倒産に追い込まれ、地域の医療が空洞化してしまうことを避けるためにも、早急な補償金の支払いが不可欠です。

貴県におかれましては、医療関係団体とも緊密に連携・情報共有していただくとともに、常に各医療機関の経営状況に注視して、必要に応じて相談に応じるなど、適切な御対応をしていただきますようお願いいたします。

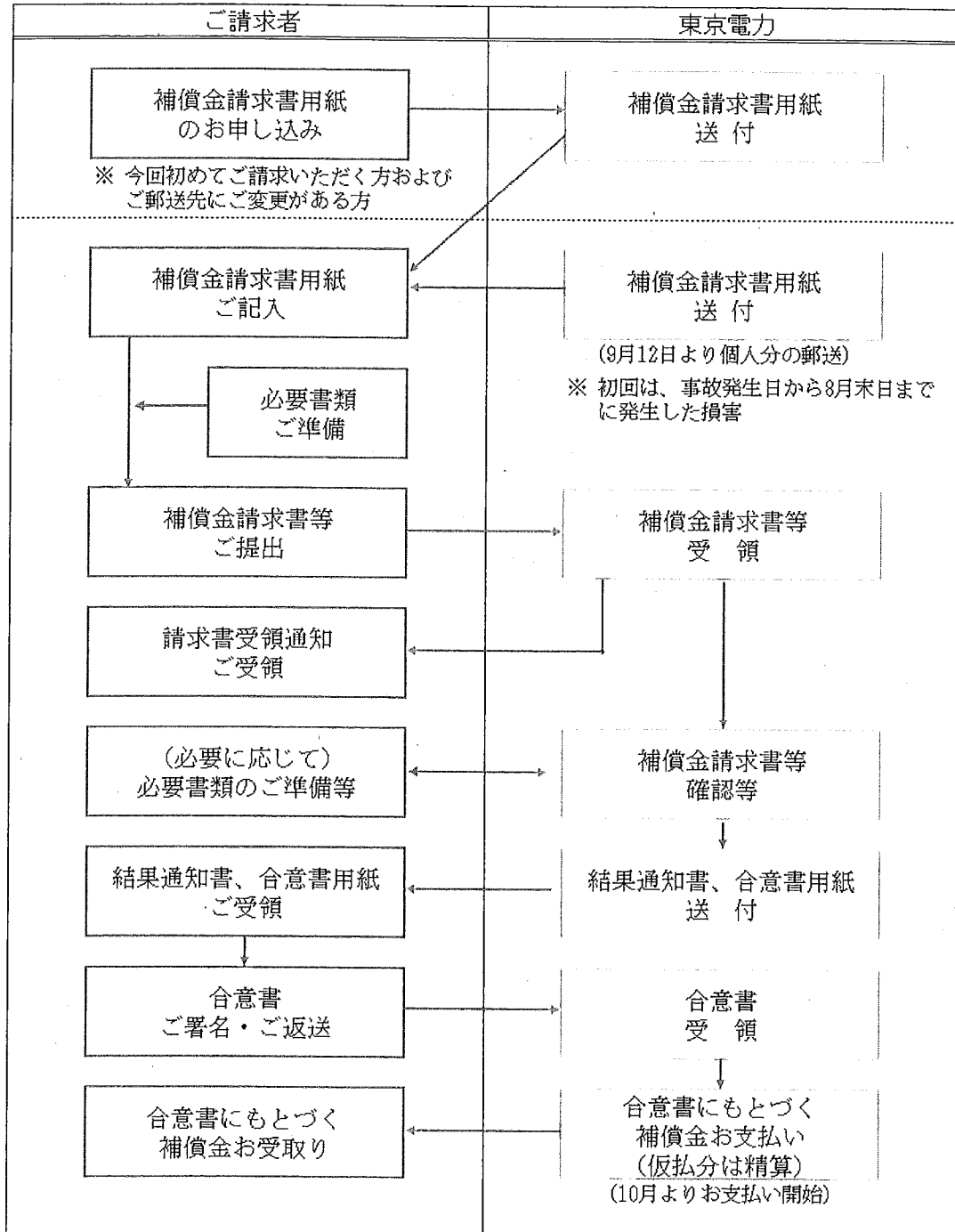
<照会先>

厚生労働省医政局指導課企画法令係 米岡、山本

TEL : 03-5253-1111 (内線4133)

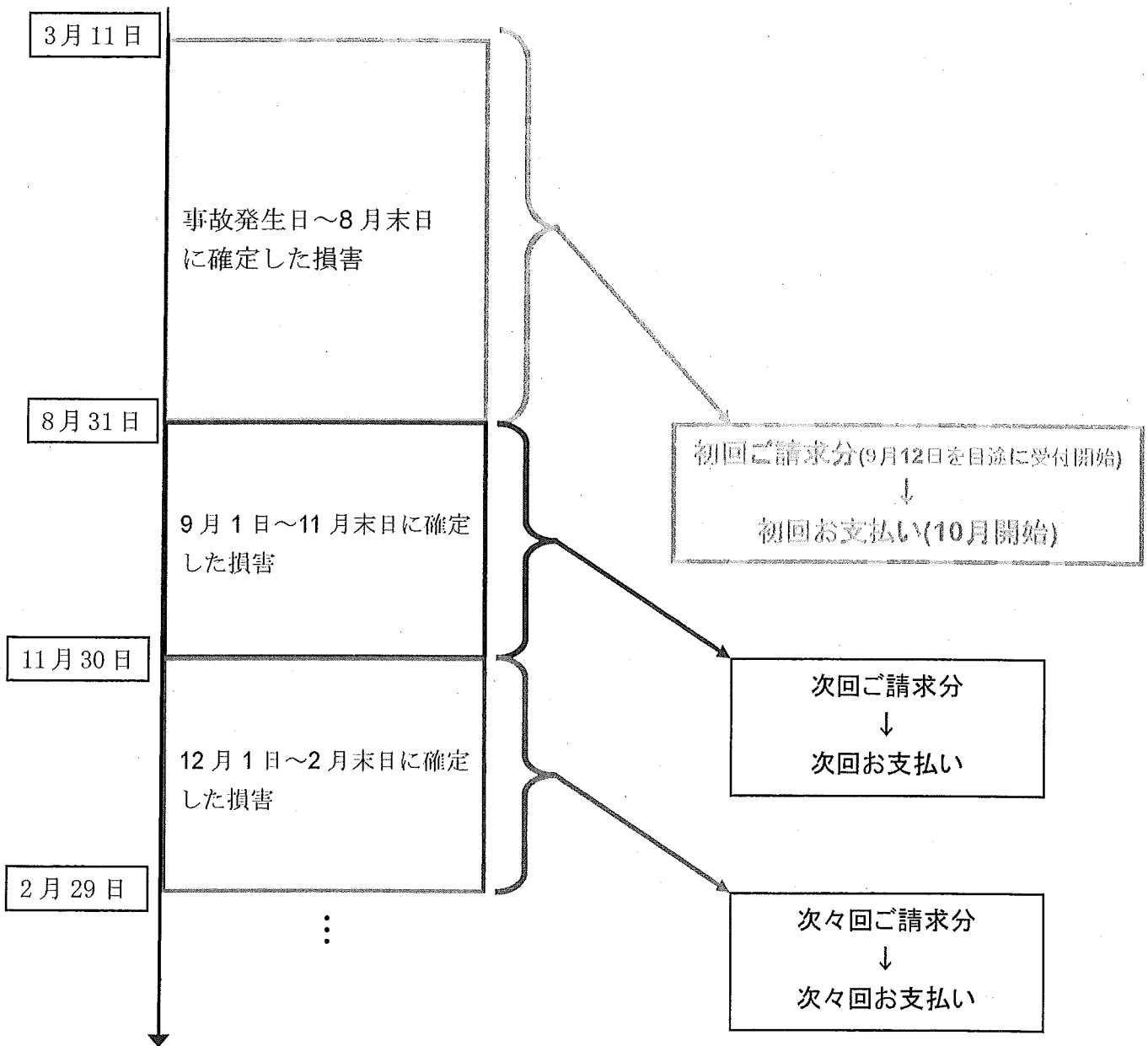
FAX : 03-3503-8562

<補償ご相談のフロー>



【参考】

<補償の対象期間>



主な損害項目における補償基準の概要

【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
<p>政府による避難等の指示等に係る損害について</p> <p>避難費用 帰宅費用 一時立入費用</p>	<p>□ 避難等対象者の方(当該事故が発生した後、避難等対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引続き同区域外滞在を余儀なくされた方、当該事故発生時に避難等対象区域外におり、同区域内に生活の本拠としての住居があるもの引き続き避難等対象区域外滞在を余儀なくされた方、もしくは同区域内避難区域で屋内への退避を余儀なくされた方)のうち、避難等のための交通費、宿泊費等を負担された方</p>	<p>○交通費 ・同一都道府県内の移動：原則として1回あたり1人5,000円をお支払い。 ただし、ご負担された交通費が6,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・都道府県を越える自家用車による移動：移動先ごとに算定した標準金額(自家用車)をお支払い。 ・都道府県を越えるその他の手段による移動：原則として移動元、移動先ごとに算定した標準金額(その他交通機関)をお支払い。 ただし、ご負担された交通費が標準金額を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○宿泊費 ・家賃を基準としたりますが、原則として1泊あたり1人8,000円を上限とさせていただきます。 ただし、ご負担された宿泊費が8,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○家財道具の移動費用 ・同一都道府県内の自家用車による移動：原則として片道1回あたり5,000円をお支払い。 ただし、ご負担が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・都道府県を越える自家用車による移動：移動先ごとに算定した標準金額(自家用車)をお支払い。 ・その他の手段での移動：家賃をお支払い。 ○除染費用 ・原則として1回あたり5,000円をお支払い。 ただし、ご負担された除染費用が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。</p>	<p>(1) 家賃を証する資料 領収書 (2) 除染を行ったことを証する資料 除染結果証明書 等</p>
<p>生命・身体的損害</p>	<p>□ 避難等を余儀なくされたために、被害を蒙り、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡された避難等対象者の方</p> <p>□ 避難等を余儀なくされたために、健康状態の悪化等を防止するため、医療費等を支払った避難等対象者の方(高齢の方や既往症を抱えている方など)</p>	<p>○医療費 ・原則として家賃をお支払い。 ※1 既往症等の悪化防止費用のうち、一人あたり10万円を超える部分については、50%をお支払い。 ※2 1回、累計10万円以上の請求については、医師の診断書をご提出いただきます。 ※3 後遺障害、心的外傷ストレス障害等及び死亡に関する遺失利益の補償につきましては、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○交通費 ・タクシーをご利用の場合：ご負担された交通費について、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・その他交通機関をご利用の場合：原則として1回あたり1人5,000円をお支払い。 ただし、ご負担された交通費が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○宿泊費 ・避難費用の基準に準じます。</p>	<p>(1) 家賃を証する資料 領収書 (2) 避難と因果関係のある障害、疾病等であることを確認する資料 診断書 等</p>
<p>就労不能等に伴う損害</p>	<p>□ 避難等対象者の方(当該事故に在住まい)の方又は勤務地等がある方(うち、避難等によって就労が困難となり、家賃等を支払った方、及び平成23年3月11日降下で就労・通勤を中断していた方で、避難等により就労が困難となり、家賃等を生じた方)</p>	<p>○就労不能等による給与等の減収分+追加的費用 (従前の平均収入-現在の受取収入)±雇用費用差をお支払い。 ※1 従前の収入に関する書類が提出いただけない方については、就労形態、就労時間等に基づき算定した基準賃金(前月30,000~150,000円)に基づき、家賃額を算定したうえでお支払い。 ※2 収入に関する書類が提出いただけない方については、就労形態、就労時間等に基づき算定した基準賃金(前月30,000~150,000円)に基づき、家賃額を算定したうえでお支払い。</p>	<p>(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労性証明書、雇用証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 (3) 雇用契約等の実態を証する資料 領収書 等</p>
<p>避難生活等による精神的損害</p>	<p>□ 避難等対象者の方</p>	<p>○避難された方については、平成23年3月11日から平成23年8月31日までの避難分として10万円/月あるいは12万円/月、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの避難分として5万円/月を、それぞれお支払い。 ※1 なお、その後については事故の収束状況を踏まえて検討させていただきます。 ※2 屋内通達を継続している方については、1人あたり10万円をお支払い。</p>	<p>(1) 避難等対象区域から避難されていることを証する資料 住民票 等</p>
<p>検査費用(人)</p>	<p>□ 避難等対象者の方のうち、当該事故が生じたことにより健康診断費用、放射線検査費用等を負担された方</p>	<p>○検査費用 ・健康診断：1回あたり8,000円をお支払い。 ただし、ご負担された健康診断費用が8,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・放射線検査：1回あたり15,000円をお支払い。 ただし、ご負担された検査費用が15,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○交通費、宿泊費 ・生命・身体的損害の基準に準じます。</p>	<p>(1) 検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2) 家賃を証する資料 領収書 等</p>
<p>検査費用(物)</p>	<p>□ 避難等対象者の方(当該事故の被害者で、当該事故について放射線検査費用を負担された方)</p>	<p>○放射線検査費用 1回あたり17,000円をお支払い。 ただし、ご負担された放射線検査費用が17,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 原則として1回分を対象といたします。</p>	<p>(1) 検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2) 家賃を証する資料 領収書 等</p>
<p>財物価値の喪失又は減少等</p>	<p>□ 避難等対象者の方(当該事故の被害者で、当該事故に關して当該財物の価値が喪失又は減少した方)</p>	<p>一 当該事故の被害がされていないこと、被害を受けられた方々の財産状況の確認や想定が難しいことなどから、客観的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。</p>	

主な損害項目における補償基準の概要

【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
<p>営業損害（法人・個人事業主（林業を含む））</p>	<p>□ 避難等対象区域域内において、平成23年3月11日時点で事業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主（林業を含む）</p>	<p>○ 避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用 （過去の資料に基づく強引倒壊 - 支払いを免れた固定費・変動費（※1）） × 本年度の減収率（※2） + 追加的費用 ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 避難指示等に伴う減収に限りません。</p>	<p>(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (3) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書</p>
<p>営業損害（農業）</p>	<p>□ 避難等対象区域域内において、平成23年3月11日時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主</p>	<p>○ 避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用 自作で営んでいた面積 × 面積当たりの期待所得 + 追加的費用 ○ 避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用（畜産の場合） 飼育頭数 × 一頭あたりの期待所得 + 追加的費用</p>	<p>(1) 農業所得を証する資料 確定申告書 (2) 農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (3) 家畜を飼育していることを証する資料 個体識別番号</p>
<p>営業損害（漁業）</p>	<p>□ 避難等対象区域域内において、平成23年3月11日時点で漁業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主</p>	<p>○ 避難指示等に伴う減収分 + 追加的費用 過去の平均漁獲量 - 過去の平均漁獲量 × 漁獲に支出した費用 + 追加的費用</p>	<p>(1) 漁業者であることを証する資料 漁業従事者証明書 (2) 従前の収入金額を証する資料 納税証明書 確定申告書</p>
<p>政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に係る損害について</p>			
<p>営業損害</p>	<p>□ 空港、内航運送、航空郵便、航空郵便事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に伴う損害を被った法人・個人事業主</p>	<p>○ 当該区域域内での営業又は航行を断念したことによる減収分 + 追加的費用 （過去の資料に基づく強引倒壊 - 支払いを免れた固定費・変動費（※1）） × 本年度の減収率（※2） + 追加的費用 ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に伴う減収に限りません。</p>	<p>(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書</p>
<p>就労不能等に伴う損害</p>	<p>□ 航行危険区域等及び飛行禁止区域の指定に伴う減収等が不能等となったことにより当該事業者の経営状態が悪化したため就業不能等となった方</p>	<p>○ 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 収入税票 給与明細 預金通帳</p>	<p>(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 収入税票 給与明細 預金通帳</p>
<p>政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について</p>			
<p>営業損害（農林業）</p>	<p>□ 出荷制限指示等の対象物項において、対象品目の出荷等の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った農業者・林業者である法人・個人事業主</p>	<p>○ 出荷制限指示等に伴う減収分 + 追加的費用 実際に収穫した対象品目にかかる増重額（※1） + 圃場整理による増重額（※2） + 作付断念による増重額（※3） + 追加的費用 ※1 圃場整理による増重額 = 圃場整理面積 × 収獲数量 ※2 圃場整理による増重額 = 圃場整理面積 × 圃場整理単収 ※3 作付断念による増重額 = 圃場整理面積 × 圃場整理単収 ※4 なお、牛乳からセンプラムが検出されたことに起因する出荷制限指示による損害については、現在、取扱いを検討しております。</p>	<p>(1) 農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (2) 圃場、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3) 所得額を証する資料 確定申告書 (4) 収獲量を証する資料 原簿伝票</p>
<p>営業損害（漁業）</p>	<p>□ 就業自衛要請等に基づき操業を自粛したことにより、損害を被った漁業者である法人・個人事業主</p>	<p>○ 就業自衛要請等に伴う減収分 + 追加的費用 過去の平均漁獲量 - 過去の平均漁獲量 × 漁獲に支出した費用 + 追加的費用</p>	<p>(1) 漁業者であることを証する資料 漁業従事者証明書 (2) 従前の収入金額を証する資料 納税証明書 確定申告書 (3) 漁獲量を証する資料 原簿伝票</p>
<p>営業損害（加工・流通業）</p>	<p>□ 出荷制限指示等の対象品目を既に仕入れた又は加工したことに伴い、当該指示等により、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った加工・流通業の法人・個人事業主</p>	<p>○ 出荷制限指示等に伴う減収分 + 追加的費用 出荷制限指示等に伴い販売を断念した数量 × 予定取引価格 - 出荷費用 + 追加的費用</p>	<p>(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 圃場、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3) 在庫量を証する資料 帳簿 (4) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書</p>
<p>就労不能等に伴う損害</p>	<p>□ 出荷制限指示等の対象となった事業者等の従業員で、当該出荷制限指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就業不能等となった方</p>	<p>○ 就業自衛要請等に伴う営業損害についての減収を踏まえよう、改めてご案内させていただきます。</p>	<p>(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 収入税票 給与明細 預金通帳</p>
<p>検査費用（物）</p>	<p>□ 出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主</p>	<p>○ 出荷制限指示等に基づく検査費用 検査を基礎とし、併せて検査の必要性等について精査させていただきます。</p>	<p>(1) 検査費用を証する資料 領収書</p>

主な報告項目における補償基準の概要

【別紙2】

報告項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
輸出に係る風評被害	<input type="checkbox"/> 輸出(外国)の要求等により必要かつ合理的な範囲の検査費用等を負担した輸出品を営む法人・個人事業主 <input type="checkbox"/> 輸出(外国)の輸入拒否がされた時点で、既に当該輸出品の向けに輸出され、又は生産・製造されたものに関して営業、販売もしくは生産・製造の断念を余儀なくされたため損害を被った輸出品を営む法人・個人事業主	<p>補償基準</p> <p>○輸出(外国)の要求等による検査費用 + 各種証明書の発行費用等 検査費用 + 各種証明書の発行費用等</p> <p>○製品等の廃棄、転売又は製造の断念により生じた戻収分 + 追加的費用 製品内空室に基づき算定される損害額 + 追加的費用</p>	<p>(1) 身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) 家賃を証する資料 領収書 契約書 契約通知 所轄通知 廃業証明書 確定申告書 等</p>
いわゆる間接被害について			
営業損害	<input type="checkbox"/> 第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主	<p>○間接被害に伴う戻収分 + 追加的費用 (過去の資料に基づく損割 - 支払いを免れた固定費・変動費(※2)) × 売上額の減少率(※3) + 追加的費用</p> <p>※1 契約書等により、第一次被害者との取引に代替性がないこと、第一次被害者の延滞や事業体止等により生じた損害であることを認定させていただきます。 ※2 通年度における実績で算定します。 ※3 第一次被害者との代替性のない取引により生じた間接被害に限りです。</p> <p>一 間接被害に伴う営業損害についての裏面を踏まえたくうえで、改めてご案内させていただきます。</p>	<p>(1) 身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) 一次被害者との関係を証する資料 契約書 会社案内(HP) (3) 従前の収入金額等を証する資料 確定申告書 帳簿 等</p>
就業不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代替性のない取引を行っていた上記法人・個人事業主に雇われていた従業員		<p>(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等</p>
放射線曝露による損害について			
放射線曝露による損害	<input type="checkbox"/> 中間指針で示された対象者のうち、当社事業にかかると放射線曝露による急性又は慢性の放射線曝露により健康を害し、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死に至った方	<p>一 放射線曝露による健康の状態を踏まえたくうえで、改めてご案内させていただきます。</p>	
その他			
地方公共団体等の財産的損害等		<p>一 避難等対象区域の避難目的が達成していないこと、被害方法が明らかにならないこと等から、当社事故の収束状況を踏まえつつ、継続的に検討を行つたくうえで、改めてご案内させていただきます。</p>	